

# 「工期に関する基準」を踏まえた 適正な工期設定が必要です

## 「工期に関する基準」を解説したガイドブック



### ◆ 工期に関する基準とは

適正な工期を設定するため、建設工事の発注者と受注者のそれぞれの責務や考慮すべき事項を定めたものです。

### ◆ 考慮すべき事項の例

降雨・降雪日や台風、猛暑日などの自然要因、週休2日の確保など休日や労働時間など工期に影響を与える要素 等

ガイドブックでは  
「工期に関する基準」等を  
受注者や発注者の皆様へ  
わかりやすく解説しています。



適正工期確保ガイドブック



解説動画の掲載先QRコード

※ 関東地方整備局のHPに掲載されています。



## 適正な工期設定はなぜ必要？

- 1 建設業で働く方々の健康や安全の確保と処遇改善
- 2 建設業界の働き方改革と新たな担い手を確保

### 持続的なインフラ整備や災害対応の環境整備が実現

国民生活の基盤となるインフラ整備や災害発生時には復旧・復興を担う建設業界が、「地域の守り手」として将来にわたって国民の皆様の安心・安全を守り続けられる持続可能な産業となるため必要な取組です

### 労働基準法や建設業法などの法令遵守の徹底をお願いします

国土交通省関東地方整備局 茨城県、栃木県、群馬県、  
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県 建設業許可部局





# 工事契約の締結の際は 「工期に関する基準」の内容確認を！

## 建設業法 第十九条の五（著しく短い工期の禁止）

第1項 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

第2項 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（※）

※ 第2項は、2024年6月の建設業法改正により追加。（2025年12月までに施行予定）

**契約当事者の双方が著しく短い工期とならないよう、見積段階から工期に関する基準を踏まえた工期設定となっているか、チェックリストで確認しましょう！**

### 1 工期全般にわたって考慮すべき事項の例

| 工期設定に関わる要因・条件 |                                                                           | 確認 |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------|----|
| 自然要因<br>※1    | 降霜日・降雪日（雨休率の設定等）                                                          |    |
|               | 猛暑日（夏期における WBGT 値が 31 以上の場合における不稼働日）                                      |    |
|               | 河川の出水期における作業制限                                                            |    |
|               | 寒冷・多雪地域における冬期休止期間                                                         |    |
|               | その他の気象、海象などを含む自然要因                                                        |    |
| 休日・法定外労働時間    | 時間外労働規制の遵守、週休二日の確保<br>(十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映)                  |    |
| イベント          | 年末年始、夏季休暇、GW、地元の催事等の特別休暇・不稼働日や交通規制が行われる期間                                 |    |
| 制約条件          | 鉄道近接、航空制限などの立地に係る制約条件や周辺への振動、騒音等への配慮<br>搬出時間の制限や工事車両の制限（進入時間、重量、台数）等の道路条件 |    |
| 契約方式          | 分離発注で、当該工事の工程に関連する複数の工事がある場合、その有無や内容                                      |    |
| 関係者との調整       | 地元住民や地元団体（農業、漁業組合等）、電力・ガス等の占有企業者との協議期間                                    |    |
| ※2            | 関係者との協議調整が未了の場合（用地未買収等）、協議内容や完了予定時期                                       |    |
| 労働・安全衛生       | 労働安全衛生法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定（勤務間インターバル制度の導入等）                  |    |
| 行政への申請        | 特車通行許可や道路使用許可、特定建設作業実施届、建築確認など、必要な各種申請期間                                  |    |

<記入方法> ○：条件を明示し、工期に反映済 △：条件を一部明示し、工期に反映済  
×：条件が明示できず、工期に未反映 ―：当該工事で対象外

### 2 工程別に考慮すべき事項の例

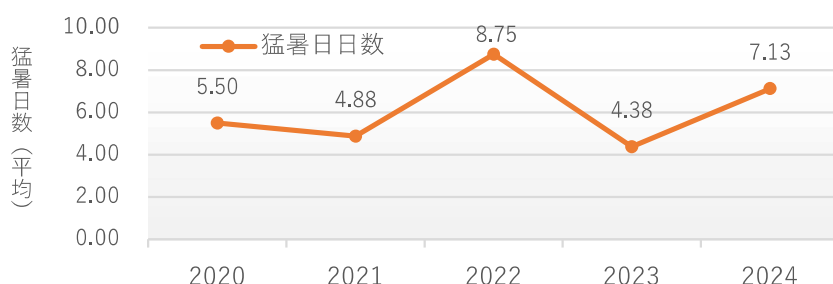
| 工期設定に関わる要因・条件 |                                                 | 確認 |
|---------------|-------------------------------------------------|----|
| 準備<br>※3      | 資機材の調達や人員の確保に要する時間（物品納入や建設機械の搬入に要する時間）          |    |
|               | 設計図書で未決定の事項や仕様未確定                               |    |
|               | 工事着手前の試掘調査、土質調査や照査、現地の条件を踏まえた施工計画の作成に要する期間      |    |
|               | ヤードや現場事務所設置、進入路や敷地造成、仮設整備（電力・給排水・濁水処理・給気等）の整備期間 |    |
|               | 基礎工事や土工事における、土質・土壌汚染・地下水・地中障害物の条件や調査状況          |    |
| 施工<br>※4,5    | 基礎工事や土工事における、掘削土を場外搬出する際に、1日当たり搬出できる車両台数        |    |
|               | 躯体工事（構法）における、生コンクリートの工場・1日当たりの運搬車両台数、適切な養生期間等   |    |
|               | 躯体工事（鉄骨）における、鉄骨材の搬入（長さ、運搬車両台数）、鉄骨発注から納入までの期間    |    |
|               | シールド工事における、製作開始前の事前検討や仮置き場所の整備・確保に要する時間         |    |
|               | 設備工事における、前工事工程を踏まえた設備工事の着手可能日、総合試運転調整の期間        |    |
|               | 仕上工事やタイル・れんが・ブロック工事における、前工程に対する養生期間             |    |
|               | 塗装工事における、天候や季節の影響を含む塗料の乾燥期間                     |    |
| 後片付け          | とび・土工事における、クレーン車等大型車両の遠方からの現場搬入や、組立解体作業に要する時間   |    |
|               | 建設発生土の搬出先や受入要件の明示、建設副産物の再利用や処理に要する期間            |    |
|               | 完了検査、竣工検査・引き渡し前の後片付けや清掃、施工後の初期点検等に要する時間         |    |
|               | 借地した場合、原形復旧の期間                                  |    |

★ このチェックリストは「適正工期確保ガイドブック」に掲載されています。

特に“時間外労働規制の遵守や週休2日の確保”や“猛暑日などの不稼働日”は建設業で働く方々の健康や生命を守るためにも考慮した工期設定が必要です

### 参考：猛暑日について

過去5年間に於ける群馬県（前橋地点）の猛暑日（WBGT31以上）の推移



出展：一般財団法人建設物価調査会「工期設定のための猛暑日数確認サイト」を元に関東地方整備局にて作成

※WBGTとは  
熱中症を予防することを目的とした指標

日常生活における熱中症予防指針（日本生気象学会）では、WBGT31以上は「危険」とされ、外出はなるべく避け、涼しい室内に移動するという注意事項となっています。  
また、スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本スポーツ協会）では、WBGT31以上は特別の場合以外は運動を中止するとされています。

出展：環境省ホームページ「熱中症予防情報サイト」を元に関東地方整備局が要約抜粋